佐渡市立金井中学校　令和２年６月２９日

金井中だより

〒952-1208　新潟県佐渡市金井新保乙40番地
TEL 0259-63-4107　http://kanai-js.sado.ed.jp/

《本号の内容》
１面　巻頭言
２面　家庭学習時間
３面　１学年総合学習
４面　体育祭に向けて
　　いじめ対策推進法

地域と学校がウィンウィンとなる連携・協働

校長　香遠　正浩

新型コロナウイルス感染防止のための「校舎内消毒作業」のボランティアを募集したところ、10名もの保護者、さらには金井地区民生委員の皆様からもご協力いただいています。生徒と向き合う本来の業務に専念でき、職員は助かっています。

さて、平成29年３月の社会教育法の改正により「地域学校協働活動」が法律に位置付けられました。「地域学校協働活動」とは、地域の高齢者、成人、保護者、ＰＴＡ、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動です。

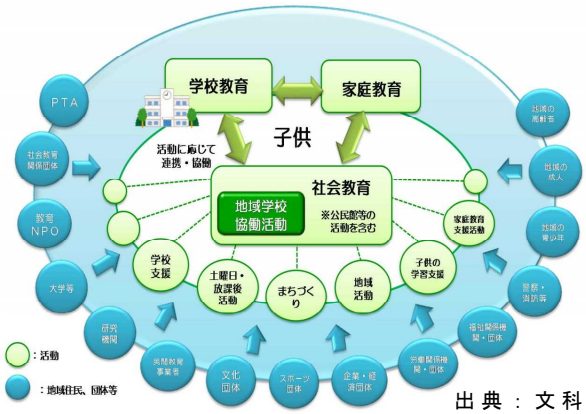

出典：文科省

恒例の緑化活動である「花時計を中心としたフラワーロードの植栽」が６月17日に行われました。１年生はボランティア団体（下図参照）の40名の方々と一緒にマリーゴールド等の花苗を植えました。まさに「地域学校協働活動」です。

佐渡市建設課、佐渡地域振興局
金井生き活き塾、尾花公民館、花屋クラブ
中興老人会、かあちゃん漬けグループ
金井婦人会、金井郵便局、千種駐在所
ＪＡ佐渡金井支店、金井保育園職員
金井商工会女性部、尾花子ども会育成会
金井小学校職員、金井中学校職員、地域住民

大勢の生徒の手により、短時間で花いっぱいの花壇となりました。この植栽により地域が明るく笑顔になることが期待できます。一方、学校にとってもフラワーロードを舞台にダイナミックな総合学習が展開できます。地域と学校の両者にメリットがあるこのような「地域学校協働活動」であれば、無理なく継続できると考えます。

数学の基礎基本を確実に身に付けさせるために

基礎計算力の定着を図るために、当校では年に３回「基礎計算テスト」を実施しています。全学年共通の問題とするために、中１で学習する内容を出題しています。ただし、合格基準は１年生60点、２年生70点、３年生80点と、学年が上がるほど高くなります。

６月８日に実施した１回目は「正の数・負の数」で、右のような計算問題を20問出題しました。

その結果は以下のとおりです。

基礎計算テスト（問題例）

① ６＋(－４)

⑥ (－７)－(－４)

⑪ ３×(－４)

⑰ $(-2)\times(-3)^2$

⑳ $\left(\frac{5}{9}-\frac{5}{6}\right)\times(-18)$

	１年生	２年生	３年生
平 均 点	８０点	８４点	８８点
合格基準	６０点	７０点	８０点
合 格 率	８３％	９２％	８２％

【生徒会による表彰】

数学科教員の日々の指導に加え、生徒会では合格率の高かった上位３クラスを生徒会朝会で表彰したり、合格できなかった生徒を対象に放課後学習会を実施したりしてくれました。

定期テスト前　１日３時間　家庭学習をするK中生徒

６月18・19日の二日間、１年生にとって初めての定期テストを実施しました。その直前の１週間（６／12～６／18）を家庭学習強調週間とし、小学校と連携して家庭学習に取り組ませました。結果は下表のとおりです。

	１年生	２年生	３年生
平均家庭学習時間	２時間４８分	２時間５１分	２時間２８分
学年の目標時間	７０分	８０分	９０分
学年目標時間達成率	９８％	８８％	８１％
メディア接触時間	６５分	５０分	８７分

定期テスト前で部活動も休止期間だったこともあり、全学級が学年の目標時間を上回りました。１年生と２年生は目標時間の２倍を超えており、３年生を上回る頑張りを見せてくれました。達成した生徒の割合でも、下学年の方が高くなっており、１年生はほぼ全員が毎日70分以上勉強していました。

メディア接触時間については２年生が頑張り、１日１時間以内におさえていました。メディア時間を自分でコントロールできる力を付けることが大切です。

１学年総合学習

地域文化体験活動

当校では、郷土芸能を中心とした本物の文化芸術に直接触れ、体験することを通して、郷土愛をはじめ豊かな人間性と創造性を育むために、１学年で「地域文化体験活動」を実施しています。

今年度は新たに「文弥人形」を加え、５つの分野を開設しました。６月19日には、講師の皆様から活動内容の説明や実演をしていただきました。

今後10回にわたって直接指導をいただき、11月19日に発表会を開催する予定です。

ア	文弥人形	ときわ座　様
イ	佐渡おけさ	佐渡こがね会　様
ウ	民話	吉田　純子　様
エ	能	鶴間裕美子　様、岩崎　紘美　様
オ	日本舞踊	菊池　知子　様、中田　紀子　様

薔薇メッセージの制作

６月11日に１年生が薔薇の花でメッセージパネルを作りました。その薔薇は、泉の三太郎農園さんのご厚意で、観賞用の花をいただきました。摘花作業には、近藤地域コーディネーター、小林主任児童委員、土屋ＰＴＡ会長ほか地域ボランティアの皆様からもご協力いただきました。

コロナ禍の４月、１年生は「自分たちはもちろん、地域住民も明るく、笑顔で、元気に生活するために、チューリップでメッセージを届けよう」という願いをもちました。その思いをようやく自らの手で実現することができました。

部活動を引退した３年生運動部員

３年生は６月26日をもって部活動に区切りを付けました。新型ウイルス感染拡大防止のために中体連主催の大会が中止となったことが可哀想でなりません。

救済大会と言われる各競技団体主催の大会に出場したい３年生には、それに向けた練習の機会を与えます。

後輩部員から３年生へのお礼（ソフトテニス部）

２か月後の体育祭に向けて

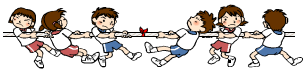

６月８日に「体育祭チーム決定式」を行い、抽選の結果次のとおり決まりました。

赤軍	１Ｂ	２Ｂ	３Ａ
青軍	１Ａ	２Ａ	３Ｂ

実行委員会による計画や準備も進んでいます。７月３日の「体育祭結団式」が行われると、全校生徒の体育祭への意識も高まってくるでしょう。

体育祭が例年同様に開催できることを祈ります。

「いじめ」に関する保護者の責務

人により「いじめ」のとらえや判断に差異が見られますが、いじめの定義は法令に明示されています。些細なことと思われる行為であっても、それを受けた生徒が心身の苦痛を感じていればいじめと認知されます。そのような行為は法第４条により禁止されているとともに、保護者には子どもがいじめをしないよう指導すること、受けた場合は子どもを保護することを責務としています。学校にも、法に基づいて対応する責務があります。

いじめ防止対策推進法の全文を一読することをお勧めします。

いじめ防止対策推進法（抜粋）

第２条（定義）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

第４条（いじめの禁止）

児童等は、いじめを行ってはならない。

第９条（保護者の責務等）

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

２　保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

３　保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

７月の学校行事予定

期　日	行　事　予　定
７月　３日（金）	体育祭結団式、土木出前授業（地域振興局）
７月　６日（月）	家庭学習時間調査（12日まで７日間）
７月　８日（水）	授業４限、心の健康チェック、期末保護者会（10日まで）
７月１０日（金）	地域あいさつ運動
７月１３日（月）	Webテスト（国語、数学、英語）、口座引落日
７月１５日（水）	校内授業研究（３Ａ数学）
７月２０日（月）	地域あいさつ運動
７月２７日（月）	授業４限、部活動あり、完全下校15:30（翌28日も）
７月２９日（水）	生徒会主催球技大会、完全下校13:45
７月３０日（木）	１学期終業式、完全下校12:00
７月３１日（金）	夏休み（８月23日まで）、補充学習①